

ネーピア市姉妹都市
45周年記念訪問団派遣事業
運營業務委託仕様書

令和7年3月

苫小牧市

ネーピア市姉妹都市45周年記念訪問団派遣事業運営業務委託仕様書

1 業務名

ネーピア市姉妹都市45周年記念訪問団派遣事業運営業務

2 業務の目的

苫小牧市では、ニュージーランド・ネーピア市との姉妹都市盟約締結45周年を記念し、苫小牧市からネーピア市へ訪問団を派遣して記念事業を行うこととしており、この訪問団派遣に係る旅行業務等の運営を委託するものである。

3 委託期間

契約の日 ～ 2026年3月31日

4 業務内容

- (1) 交通輸送手段の確保
- (2) 宿泊施設の確保
- (3) 食事の手配
- (4) ガイド・通訳・添乗員の確保
- (5) 輸送機関乗車等のサポート、現地視察等のサポート
- (6) 訪問団員への説明資料の作成及び事前説明

5 行程

別紙「旅行日程」のとおり

6 参加予定人数

26人（最大）

※ 参加人数は今後の協議により最終決定のため、下回る可能性あり。

7 委託料の範囲

下記項目については本委託料の料金に含めないこと。

- ・参加予定人数26名の内、市関係者6名及びアイヌ関係者8名の計14名分の旅費一式
（別途支払いのため、宿泊施設及び専用バスの確保は26名分で行うこと。なお、後述の宿泊施設ダブル4室はアイヌ関係者8名の利用を想定しているため、見積時留意すること。）
- ・上記14名以外の一般参加者計12名の自己負担分（1人あたり380,000円）
※自己負担額について参加人数の確定により変動する可能性があるが、上記の金額で算定すること。

なお、訪問団員について、一般公募は行わないことから、募集費用については積算不要。

8 交通機関

- (1) 専用バス 苫小牧⇄新千歳

NZ滞在中（使用予定のない時間も拘束します）各1台

※ スーツケース搬送スペースを確保すること。

- (2) 航空機 新千歳⇄成田または羽田 成田⇄オークランド（エコノミークラス）

オークランド⇒ロトルア ロトルア⇒ネーピア※

ネーピア⇒オークランド

※ ロトルア⇒ネーピアに関しては専用バスでも可。

※ 新千歳⇄成田間については、フライト時刻の都合により、新千歳⇄羽田間への変更を可能とする。その場合、成田⇄羽田間については、専用バス等の移動手段を確保すること。

※ 空港施設利用料、燃油サーチャージ、航空保険料、機材変更費用等関連費用の一切を含みます。

※ 燃油サーチャージは見積もり時点の料金で算定すること（変動した時は料金を再計算することがあります）。

9 宿泊施設

- (1) 部屋 シングル18室 ダブル4室（税、サービス料、朝食代金等を含みます）

- (2) ネーピア市 シーニック サークル テ パニア

1部屋1泊あたり19,900円として換算すること。

- (3) ロトルア市 指定なし

- (4) オークランド市 ランデブーホテルまたは、同等のホテル

※ 宿泊施設数の限りがあるため、予め仮予約するなどして必ず確保すること。

なお、ネーピア市のホテルについては、ネーピア市役所経由で仮予約済のため、提案時点での仮予約は不要。

10 食事等

- (1) 食事回数 別紙「旅行日程」のとおり

- (2) 食事料金 昼食2,000円、夕食4,000円程度で算定（税、サービス料含む）

- (3) パーティー参加費 無料

※ ネーピア市等との協議により、上記(3)以外にも食事代の支出が不要となる箇所が発生した場合は、その食事代を旅行代金から除く。

※ 自由行動の場合は、食事についても各自とする。オプションツアー時は食事についても確保すること。

11 添乗員等

- (1) 添乗員 全行程を同行する添乗員として1人
ニュージーランド滞在中のガイドとして1人（現地担当者）
- (2) 通 訳 ニュージーランド滞在中に1人（ガイド兼任可）

12 観光

- (1) 「経済」「先住民族（マオリ文化）」をテーマとした内容を含む観光・視察プログラムとすること
なお、ネーピア市が企画する産業ツアーの訪問先はパンパック・フォレスト・プロダクツを想定しているため、重複しないよう留意すること
- (2) 博物館や水族館等をプログラムに入れた場合は入場料を計上すること
- (3) 別紙の行程表の範囲内で調整すること

13 オプション

引受会社が決定した後、オプションツアーの設定の有無について、協議の上決定する。

14 報告書

- (1) 訪問後には訪問結果をまとめた事業報告書を作成すること
- (2) 次回周年事業（50周年訪問事業）に向けた課題・展望を含んだ内容とすること

15 その他

- (1) 受託後は、本訪問団実行委員会に参加すること
- (2) 参加者の自己負担分の旅費の受領事務についても取り扱うこと
- (3) 消費税等を計上すること（「消費税含む」との記載可）
- (4) 必要に応じて事務管理費等を計上すること
- (5) 安全かつ円滑な実施が危ぶまれるときは、苫小牧市の判断により中止する場合がある
- (6) 本仕様書に定めのないことについては、苫小牧市と協議の上、決定すること
- (7) 為替レートや参加人数の変動による金額の大幅な増減など、受託者が管理できない事由が生じた場合は、苫小牧市と協議の上、契約を変更できることとする。